

富士見市基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市第5次基本構想及び当該基本構想に基づく前期基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、富士見市基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 富士見市第5次基本構想の策定に関すること。
- (2) 富士見市第5次基本構想に基づく前期基本計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長（副市長）は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出等を求めることができる。

(専門部会の設置)

第5条 委員会は、第2条に掲げる事務の補助を行わせるため、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会が担当する基本構想等の案を作成し、委員会に提出するものとする。

(部会の組織等)

第6条 部会は、別表第2に掲げる部会ごとに、当該部会に応じた部会員をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部長は、必要があると認めるときは、随時部会を開催する。
- 6 部長、副部長及び部会員は、当該部長、副部長及び部会員が属していない部会に出席することができる。

(職員ワーキングチームの設置等)

第7条 部長は、必要があると認めるときは、部会の活動を補助させるため、職員ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキングチームの構成等は、当該ワーキングチームの属する部会の部長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部政策財務課において処理する。

(設置期間)

第9条 この委員会の設置期間は、基本構想等の策定が終了する日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	市長
副委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	秘書室長
委員	総合政策部長
委員	市民生活部長
委員	健康福祉部長
委員	まちづくり環境部長
委員	建設部長
委員	教育部長（総務担当）
委員	教育部長（学校教育担当）
委員	出納室長
委員	議会事務局長
委員	監査委員事務局長

別表第2（第6条関係）

部会名	部会員
市民協働・自治・ 財政・行革部会	秘書室長 総合政策部長 市民生活部長 出納室長 議会事務局長 監査委員事務局長 秘書広報課長 地域活性化担当課長 政策財務課長 総務課長 情報政策課長 職員課長 管財課長 協働推進課長 市民相談室長 市民課長 保険年金課長 税務課長 収税課長 収納対策室長
健康福祉部会	健康福祉部長 福祉課長 障害福祉課長 子育て支援課長 高齢者福祉課長 健康増進センター所長 みずほ学園長
まちづくり環境・ 建設部会	まちづくり環境部長 建設部長 まちづくり推進課長 鶴瀬駅西口整備事務所長 鶴瀬駅東口整備事務所長 安心安全課長 環境課長 産業振興課長 道路交通課長 建設管理課長 建築指導課長 下水道課長 水道課長
教育文化部会	市民生活部長 教育部長（総務担当） 教育部長（学校教育担当） 鶴瀬西交流センター所長 ふじみ野交流センター所長 教育総務課長 生涯学習課長 学校教育課長 鶴瀬公民館長 南畑公民館長 水谷公民館長 水谷東公民館長 中央図書館長 水子貝塚資料館長 学校給食センター所長 教育相談研究室長